

○自動車保管場所証明事務等取扱要綱の制定について

昭和48年9月13日
例規第23号県警察本部長
部・課（隊・所）長
警察学校長
警察署長

自動車保管場所証明関係事務の適正な取扱いを図るため、次のとおり自動車保管場所証明事務等取扱要綱を制定したから、適正な事務処理に努められたい。

なお、自動車保管場所の確認証明について（昭和40年8月20日例規第8号）は、廃止する。

自動車保管場所証明事務等取扱要綱

第1 趣旨

この要綱は、自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号。以下「法」という。）、自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令（昭和37年政令第329号。以下「令」という。）及び自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則（平成3年国家公安委員会規則第1号。以下「規則」という。）の規定に基づく自動車保管場所証明（以下「保管場所証明」という。）関係事務の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

第2 事務処理

保管場所証明事務は別表第1、自動車保管場所変更届出事務は別表第2、保管場所標章交付事務は別表第3に掲げるところにより処理するものとする。

別表第1 保管場所証明事務

事務の種類	処理要領
1 証明申請書の受理（窓口申請）	(1) 警察署長（長野市松代交番所長、上田市丸子交番所長、佐久市望月交番所長、佐久市白田交番所長、辰野町交番所長及び池田町交番所長を含む。以下同じ。）は、規則第1条に規定する書面（以下「証明申請書」という。）及びその添付書類（以下「証明申請書等」という。）が提出されたときは、形式上の要件を整えているかどうかを確認の上、これを受理し、2及び3（いずれも証明通知申請書に係る部分）により審査するものとする。 (2) 警察署長は、証明申請書等を受理したときは、自動車保管場所証明取扱簿（窓口申請・電子申請）（様式第1号。以下「証明取扱簿」という。）に登載するものとする。 (3) 長野県収入証紙をもつて徴収する手数料等の取扱いについて（昭和36年2月21日例規会発第77号・務発第72号・防発第92号・ら発第114号。以下「手数料例規」という。）に定める手数料徴収整理簿は、次により整理するものとする。 ア 1日分を一括登載すること。 イ 一連番号欄は、証明取扱簿と同一にし、「〇〇番～〇〇番」とすること。 ウ 申請者氏名欄は、当日の初めに証明取扱簿に登載した申請者氏名を記載し、その他の者は「ほか〇〇名」とすること。 エ 金額欄は、件数、単価及び金額の各欄に細分し、所定事項を記入すること。
証明通知申請の受理（電子申請）	(1) 警察署長は、規則第2条に規定する電子情報処理組織を使用した申請（以下「証明通知申請」という。）及びその添付書類（以下「証明通知申請等」という。）が自動車保管場所管理システム（以下「管理システム」という。）に到達した日を受理日とし、到達を認知したときは、2及び3（いずれも証明通知申請に係る部分）により審査するものとする。

	<p>のとする。</p> <p>(2) 警察署長は証明通知申請等を受理したときは、証明取扱簿に登載するものとする。</p>
2 証明申請書の審査（窓口申請）	<p>(1) 証明申請書は、次の事項について審査するものとする。</p> <p>ア 保管場所証明を必要とする車両であるかどうか。</p> <p>イ 申請者の記入すべき事項が充足され、かつ、申請者の記名があるかどうか。ただし、車台番号が未確定なものは、令第2条に規定する保管場所の確保を証する書面（以下「証明書」という。）の交付時まで記入させること。</p> <p>ウ 自動車の使用の本拠の位置が正しいかどうか。</p> <p>エ 手数料として長野県収入証紙が貼付されているかどうか。</p> <p>(2) 使用の本拠の位置の審査は、次表の基準に合致するかどうかについて行うものとする。</p>
原則	<p>使用の本拠の位置は、原則として自動車の保有者その他自動車の管理責任者の所在地をいう。</p>
使用の本拠となる例示	<p>(1) 申請者の住所の位置</p> <p>(2) 申請者の居所の位置</p> <p>現実には6月以上継続して居住し、又は居住すると認められるときは、住民登録の有無とは関係なく使用の本拠とすること。この場合には、居住事実の疎明資料の提示を求めて確認すること。</p> <p>(3) 申請者が経営している会社、工場、出張所等の所在地の位置</p>
使用の本拠と認められない例示	<p>(1) 所有権留保の自動車販売（割賦販売を含む。）業者の所在地</p> <p>(2) 勤務先の所在地</p> <p>(3) 法人所有等自己以外の自動車の運転を業とする者の住居地</p> <p>(4) 会社等法人の代表者等の住居地（社長等の自宅が現実に営業所、出張所等の性格をもっている場合を除く。）</p> <p>(5) 単なる車庫等の所在地</p> <p>(6) 家屋、社屋等の建設予定地</p>
	<p>(3) 証明申請書の記載事項を訂正する必要がある場合は、証明書としての真正を害さない程度において、申請者に次により訂正させ、その訂正箇所に関し長野県警察の公印に関する訓令（令和4年長野県警察本部訓令第9号）別表の(2)に定める自動車保管場所証明事務及び自動車保管場所標章交付事務に用いる警察署長印（以下「署長印」という。）により訂正確認印を押印するものとする。</p> <p>ア 文字を削るときは、削るべき文字に二本線を引いて押印し、右欄外に「削○字」と記入すること。</p> <p>イ 文字を加えるときは、その箇所を明白に示し、加えるべき文字を記入して、右欄外に「加○字」と記入すること。</p> <p>(4) 証明書交付後の訂正は認めないものとする。</p>
証明通知申請の審査（電子申請）	<p>(1) 証明通知申請は、次の事項について審査するものとする。</p> <p>ア 保管場所証明を必要とする車両であるかどうか。</p> <p>イ 申請者が記載すべき事項が充足されているかどうか。ただし、車台番号が未確定なものは、現地調査終了後、管理システムにより道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第6章の2に規定する登録情報処理機関に照会すること。</p> <p>ウ 自動車の使用の本拠の位置が正しいかどうか。</p> <p>(2) 使用の本拠の位置の審査は、次表の基準に合致するかどうかについて行うものとする。</p>

	る。
	原則 使用の本拠の位置は、原則として自動車の保有者その他自動車の管理責任者の所在地をいう。
	使用の本拠となる例示 (1) 申請者の住所の位置 (2) 申請者の居所の位置 現実に6月以上継続して居住し、又は居住すると認められるときは、住民登録の有無とは関係なく使用の本拠とすること。この場合には、居住事実の疎明資料の提示を求めて確認すること。 (3) 申請者が経営している会社、工場、出張所等の所在地の位置
	使用の本拠と認められない例示 (1) 所有権留保の自動車販売（割賦販売を含む。）業者の所在地 (2) 勤務先の所在地 (3) 法人所有等自己以外の自動車の運転を業とする者の住居地 (4) 会社等法人の代表者等の住居地（社長等の自宅が現実に営業所、出張所等の性格をもっている場合を除く。） (5) 単なる車庫等の所在地 (6) 家屋、社屋等の建設予定地
	(3) 証明通知申請の記載事項を訂正する必要がある場合は、申請者に対し管理システムを使用して補正すべき事項を通知するものとする。 (4) 警察署長から運輸支局長への証明通知後の訂正は不可となることから、確実な審査を行うこと。
3	添付書類の審査 添付書類の審査は、次の要件が具備されているかどうかについて行うものとする。 (1) 規則第1条第2項第1号に規定する書面（以下「使用権原書」という。） 自動車の保有者が保管場所を使用する権限（法律行為又は事実行為を正当ならしめる法律上の原因又は権利の原因をいう。）のあることを証する書面で、例示すれば、次のとおりである。 ア 自動車の保有者の所有する土地又は建物を保管場所として使用する場合は、保管場所使用権原疎明書面（自認書）（様式第2号） イ 他人の土地又は建物を保管場所として使用する場合は、次の一に該当する書面 （ア） 駐車場賃貸借契約書の写し （イ） 駐車場の料金の納付書等 （ウ） 自動車保管場所使用承諾証明書（様式第3号） （エ） 日本住宅公団等の公法人が発行する使用権原を有することを証する書面 ウ 保管場所のある土地又は建物を他人と共有している場合は、申請者を除く共有者全員の自動車保管場所使用承諾証明書 (2) 規則第1条第2項第2号に規定する所在図 当該保管場所の付近の道路及び目標となる地物（駅、公園、官公署、商店等）が表示されているほか、自動車の使用の本拠の位置と保管場所の位置を明らかにした所在図（当

	<p>該保管場所の付近の道路及び目標となる地物が確認できるものであれば市販の地図等の写しで所在図に代えることができる。) (様式第4号左欄)</p> <p>(3) 規則第1条第2項第3号に規定する配置図</p> <p>当該保管場所並びに当該保管場所の周囲の建物及び空き地並びに当該保管場所の平面の寸法及び当該保管場所に接する道路等の幅員が表示されている配置図(自動車の使用の本拠の位置と保管場所の位置が一致する場合は、この配置図に当該保管場所の付近の道路及び目標となる地物が表示してあれば(2)の所在図を省略することができる。) (様式第4号右欄)</p>
4	<p>保管場所としての基準</p> <p>(1) 保管場所は、道路上の場所以外の場所にあり、かつ、次の要件を具備しているものとする。</p> <p>ア 令第1条第1号に規定する距離</p> <p>当該自動車の使用の本拠の位置と保管場所の位置との間の距離が、直線で2キロメートルを超えないものであること。</p> <p>イ 令第1条第2号に規定する広さ等</p> <p>当該自動車が、法令の規定により通行することができないこととされている道路以外の道路から支障なく出入りさせ、かつ、その全体を収容できるものであること。</p> <p>ウ 令第1条第3号に規定する使用権原</p> <p>当該自動車の保有者が、当該自動車の保管場所として使用する権原を有するものであること。</p> <p>(2) 次のものは保管場所として不適当とする。</p> <p>ア 一般人の通行の用に供している私道部分を保管場所としているもの。(建物その他物理的に区画した場合を除く。)</p> <p>イ 昼間又は夜間のみ保管場所としているもの。(その他の時間、道路以外の場所に保管することについて疎明資料が提示された場合を除く。)</p> <p>ウ 自動車販売会社の社用車以外の車両の保管場所として車受場、展示場又は専用駐車場を使用するもの。</p> <p>(3) 自動車修理工場、ガソリンスタンド又は運送会社の保管場所については、一定の広さ又は空地若しくは避難通路等を確保することが義務付けられているので、これらの保管場所については慎重に審査するものとする。</p>
5	<p>現地調査</p> <p>(1) 現地調査は、警察本部長又は警察署長が委託した者(以下「現地調査受託者」という。)が次により行うものとする。</p> <p>ア 現地調査を行う場合は、身分及び目的を告げ、必要により身分証明書を提示し、関係者の了解を得てから立ち入ること。</p> <p>イ 現地調査は、原則として申請者又は使用承諾者の立会いを得て行い、その使用の権原が真正なものであるか確認すること。</p> <p>ウ 現地調査は、次の事項について行うこと。</p> <p>(ア) 証明申請書等又は証明通知申請等と現地の状況とが相違していないかどうか。</p> <p>(イ) 使用の本拠の位置と保管場所の位置までの距離が2キロメートルを超えているかどうか。</p> <p>(ウ) 当該保管場所が道路以外の場所にあり、かつ、当該車両を保管するに足りる広さがあるかどうか。</p> <p>(エ) 保管場所へ出入りする道路は、当該車両が通行するに足りる幅員を有するかどうか。</p> <p>(オ) 公安委員会等により、車両の通行が禁止されていないかどうか。</p> <p>(2) 警察署長は、現地調査受託者を適正に指導監督し、現地調査が厳正公平に行われるように努めなければならない。</p>
6	<p>証明の基</p> <p>(1) 警察署長は、現地調査受託者から提出された自動車保管場所現地調査結果報告書(委</p>

準	<p>託契約で決められた書面。以下「報告書」という。)と証明申請書等又は証明通知申請書等とを総合的に審査(疑問があるものについては、5に準じて警察官が再調査し、確認する。)し、保管場所として適当と認めるときは保管場所証明を行い、証明書を交付し、又は証明通知を行うものとする。</p> <p>(2) 警察署長は、次に掲げるものについては、その不備事項が充足された時点において、保管場所証明を行い、証明書を交付し、又は証明通知を行うものとする。</p> <p>ア 昼間又は夜間のみの保管場所については、その他の時間、道路以外の場所に保管することについて疎明資料が提出されたとき。</p> <p>イ その他保管場所の適否に疑問があるものについては、その疑問が解消され、適当と認めるとき。</p>
7 不可の基準	<p>(1) 警察署長は、現地調査受託者から提出された報告書と証明申請書等又は証明通知申請書等とを総合的に審査した結果、次のいずれかに該当する場合は、保管場所証明を却下するものとする。</p> <p>ア 申請書類が偽(変)造されているとき。</p> <p>イ 使用の本拠の位置と保管場所が2キロメートルを超えているとき。</p> <p>ウ 当該車両を収容する広さがないとき。</p> <p>エ 証明申請書等又は証明通知申請書等の内容と現地の状況が著しく相違し、同一と認められないとき。</p> <p>オ 保管場所に通ずる道路幅員が狭く、当該車両の通行が不能又は著しく困難と認められるとき。</p> <p>カ 昼間又は夜間のみの保管場所で、その他の時間、道路以外の場所に保管することについて疎明資料がないとき。</p> <p>キ その他具体的な理由があり、保管場所として不相当と認められるとき。</p> <p>(2) 警察署長は、(1)により保管場所証明を却下したときは、次により処理するものとする。</p> <p>ア 申請者に対し、却下した理由を速やかに連絡するとともに、自動車保管場所証明不可処分通知書(様式第5号)を交付すること。</p> <p>ただし、証明通知申請においては、管理システムにより、保管場所証明通知を行わない旨及び却下の理由を通知すること。</p> <p>イ 審査請求の方法を教示すること。</p> <p>ウ 証明取扱簿の処分欄へ不可月日等を朱書し、経過を明らかにしておくこと。</p>
8 証明書の再交付	<p>警察署長は、証明書を交付した申請者から、証明書を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損した旨の申出があつたときは、次により処理するものとする。</p> <p>ア 自動車保管場所証明書再交付申請書(様式第6号)を提出させ、これに証明申請書1通を添付させること。この場合、申出が汚損又は破損によるものは、当該証明書を添付させること。</p> <p>イ 再交付する必要があると認めるときは、証明書の右上部欄外に「再交付」と朱書して交付し、証明取扱簿の余白に再交付月日とその理由を簡記すること。</p> <p>ウ 証明年月日は、先に交付した証明書の証明年月日と同一日とすること。</p> <p>エ 再交付の場合は手数料を徴収しないこと。</p> <p>オ 証明の日から1月以上経過しているものについては、陸運事務所で受理されない場合がある旨教示し、運輸支局又は検査登録事務所へ確認の上申請するよう指導すること。</p>
9 長時間駐車等の届出の取扱い	<p>(1) 警察署長は、令第4条第2項第11号の規定による届出を受けたときは、長時間駐車等届出書(様式第7号)2通及び略図を提出させるものとする。</p> <p>(2) 警察署長は、長時間駐車等届出書及び略図を審査し、やむを得ない理由があると認められる場合は、提出された長時間駐車等届出書2通に必要事項を記載し、そのうち1</p>

		<p>通を届出証として申請者に交付するものとする。</p> <p>届出証を交付するときは、次の事項を指導するものとする。</p> <p>ア 濫用しないこと。</p> <p>イ 長時間駐車等をする場合は、届出証を運転者席の見やすい箇所へ掲示すること。</p> <p>ウ 期間経過後は、届出証を返納すること。</p> <p>(3) 警察署長は、道路工事等計画的に行われるものについては、道路管理者等において事前広報を行い、事前の保管場所を確保させるよう指導するものとする。</p>
10	不正事犯の処理	<p>(1) 警察署長は、次の事項について特に慎重に審査し、不正事犯の防止に努めなければならない。</p> <p>ア 申請者関係</p> <p>申請者の所在地、住所、名称及び氏名が架空又は虚偽若しくは申請名義人の氏名を無断で使用したものではないか。</p> <p>イ 保管場所関係</p> <p>(ア) 保管場所と使用の本拠の位置との関係に矛盾はないか。</p> <p>(イ) 収容能力を超えていないか。</p> <p>(ウ) 保管場所証明を得るための名目上の保管場所ではないか。</p> <p>(エ) 申請者の全く知らない場所ではないか。</p> <p>ウ 使用権原書関係</p> <p>(ア) 偽造又は変造されたものではないか。</p> <p>(イ) 証明申請書と使用権原書の筆跡が同一ではないか。</p> <p>(2) 警察署長は、(1)により審査した結果、刑事事件として捜査する必要がある場合は、次により申請に係る書面等を押収するものとする。</p> <p>ア 申請を正式に受理する以前の場合は、申請人又は代理人から関係書類等を任意提出させること。</p> <p>イ 申請受理後の場合は、行政庁である警察署長から司法警察員である警察署長に関係書類等を任意提出する等司法手続きをとること。</p> <p>(3) 警察署長は、不正事案を発見した場合において、その申請に係る関係者から前にも申請がなされているときは、その関係書類等も調査し、不正があれば立件するものとする。</p> <p>(4) 警察署長は、不正事案について刑事事件として立件しない場合であつても、違反者及び違反者と直接関係のある責任者の出頭を求め、始末書の徴収及び注意指導を行うものとする。</p>
11	報告	<p>警察署長は、次の事項について警察本部長に報告しなければならない。</p> <p>ア 保管場所証明取扱状況については、前月分をとりまとめ翌月6日までに、自動車保管場所証明等取扱状況報告書(様式第8号)により報告すること。</p> <p>イ 手数料の収納状況については、手数料例規に定めるところにより報告すること。</p> <p>ウ 保管場所証明に係る私文書偽(変)造事案又は申請者等に特異な言動があつた場合は、電話により即報すること。</p>
12	その他	<p>(1) 警察署長は、申請者が、証明した日から1月以上経過して証明書を受領に来たときは、その交付の際、運輸支局又は検査登録事務所では、証明の日から1月以上経過しているものについては、受理されない場合がある旨を教示すること。</p> <p>(2) 警察署長は、保管場所を貸すことを業とする者又はこれに準ずる者に対し、次の事項を指導し、適正な運用を図るものとする。</p> <p>ア 車庫等貸与者名簿を作成し、登録番号及び使用期間を明らかにしておくこと。</p> <p>イ 使用権原書を発行した場合は、その写しを保管しておくこと。</p> <p>(3) 警察署長は、保管場所に関し、疑義のある場合は、自動車の所有者又は保管場所を管理する者に対し、必要事項を報告させ又は資料の提出を求めるものとする。</p>

	(4) 警察署長は、申請人提出にかかる書面が、この要綱に定める書面と相違する場合であつても、その要件を具備していれば、当該書面として取り扱わなければならない。
--	---

別表第2 自動車保管場所変更届出事務

事務の種類		処理要領
1	届出書の受理	(1) 警察署長は、規則第3条に規定する届出書（以下「届出書」という。）及びその添付書類（以下「届出書等」という。）が提出されたときは、形式上の要件を整えているかどうかを確認の上、これを受理し、2及び3により審査するものとする。 (2) 警察署長は、届出書等を受理したときは、自動車保管場所変更届出取扱簿（様式第9号）及び保管場所標章交付取扱簿（変更・標章再交付・届出）（様式第10号。以下「標章交付取扱簿（変更等）」という。）に登載するものとする。
2	届出書の審査	(1) 届出書は、次の事項について審査するものとする。 ア 保管場所の変更届出を必要とする自動車であるかどうか。 イ 届出者の記入すべき事項が充足され、かつ、届出者の記名があるかどうか。 ウ 自動車の使用の本拠の位置が正しいかどうか。 (2) 別表第1の2の(2)の規定は、使用の本拠の位置の審査について準用する。 (3) 届出書の記載事項を訂正する必要がある場合は、届出書としての真正を害さない程度において、届出者に別表第1の2の(3)のア及びイに規定する方法により訂正させるものとする。
3	添付書類の審査	別表第1の3の規定を準用する。
4	保管場所としての基準	別表第1の4の規定を準用し、その適否を審査するものとする。
5	不正事犯の処理	別表第1の10の規定を準用する。
6	報告	警察署長は、次の事項について警察本部長に報告しなければならない。 ア 保管場所変更届出取扱状況については、前月分をとりまとめ翌月6日までに、自動車保管場所証明等取扱状況報告書により報告すること。 イ 保管場所変更届出に係る私文書偽（変）造事案又は申請者等に特異な言動があった場合は、電話により即報すること。
7	その他	別表第1の12の(3)及び(4)の規定は、保管場所に関し疑義のある場合及び届出に係る書面がこの要綱に定める書面と相違する場合について準用する。

別表第3 保管場所標章交付事務

事務の種類		処理要領
1	標章交付申請書の受理（窓口申請）	(1) 警察署長は、規則第4条第1項に規定する書面（以下「標章交付申請書」という。）が提出されたときは、形式上の要件を整えているかどうかを確認の上、これを受理し、2及び3（いずれも標章交付申請書に係る部分）により審査するものとする。 (2) 警察署長は、標章交付申請書を受理したときは、保管場所標章交付取扱簿（窓口申請）（様式第11号。以下「標章交付取扱簿（窓口申請）」という。）に登載するものとする。 (3) 手数料例規に定める手数料徴収整理簿は、次により整理するものとする。 ア 1日分を一括登載すること。

		<p>イ 一連番号欄は、標章交付取扱簿（窓口申請）の取扱番号と同一にし、「〇〇番～〇〇番」とすること。</p> <p>ウ 申請者氏名は、当日の初めに標章交付取扱簿（窓口申請）に登載した申請者氏名を記載し、その他の者は「ほか〇〇名」とすること。</p> <p>エ 金額欄は、件数、単価及び金額の各欄に細分し、所定事項を記入すること。</p> <p>(4) 警察署長は、別表第1の7の(1)により保管場所証明を却下するときは、標章交付申請書を受理しないものとする。</p>
	標章交付申請の受理（電子申請）	警察署長は、規則第5条第1項に規定する保管場所標章の交付の申請（以下「標章交付申請」という。）がなされたときは、これを受理し、保管場所標章交付取扱簿（電子申請）（様式第12号。以下「標章交付取扱簿（電子申請）」という。）に登載するものとする。
2	標章交付申請書の審査	<p>(1) 標章交付申請書は、次の事項について審査するものとする。</p> <p>ア 申請者の記入すべき事項が充足され、かつ、申請者の記名があるかどうか。</p> <p>イ 手数料として長野県収入証紙が貼付されているかどうか。</p> <p>(2) 標章交付申請書の記載事項を訂正する必要がある場合は、訂正が保管場所標章番号通知書（以下「通知書」という。）の真正を害さない程度において、申請者に別表第1の2の(3)のア及びイに規定する方法により訂正させその訂正箇所には署長印により訂正確認印を押印するものとする。</p>
3	保管場所標章及び通知書の交付	<p>(1) 警察署長は、標章交付申請書又は標章交付申請を受理したときは、次により保管場所標章及び通知書を交付するものとする。</p> <p>ア 標章交付申請書又は標章交付申請により、自動車の使用の本拠の位置の行政区画を確認する。</p> <p>イ 管理システム及び保管場所標章印字機を操作し、保管場所標章番号、行政区画及び警察署長名を印字した保管場所標章を作成する。</p> <p>ウ 通知書に保管場所標章番号を記入する。</p> <p>エ 通知書は保管場所標章とともに交付する。</p> <p>(2) 警察署長は、保管場所標章及び通知書を交付したときは、標章交付取扱簿（窓口申請）又は標章取扱簿（電子申請）に受領者を記載するなど、交付状況を明らかにしておくものとする。</p> <p>(3) 警察署長は、標章交付申請に係る保管場所標章を交付する場合、申請者が警察本部において交付を希望するときは、交通規制課長に交付を依頼することができる。</p> <p>この場合において、警察署長は、標章交付取扱簿（電子申請）にその旨を記載し、送付状況を明らかにした上で、標章交付取扱簿（電子申請）の写しとともに保管場所標章及び通知書を交通規制課長へ送付するものとする。</p> <p>(4) 交通規制課長は、(3)により交付したときは、交付状況を明らかにしておくものとする。</p> <p>(5) 警察署長は、電子申請を利用した標章交付申請に係る保管場所標章を交付する場合、申請者が郵送を希望するときは、郵送により交付することができる。この場合において、警察署長は、別に定める返信用封筒をあらかじめ申請者に用意させるものとする。</p>
4	保管場所標章の再交付	(1) 警察署長は、保管場所標章を交付した申請者から、規則第8条第2項に規定する申請書（以下「標章再交付申請書」という。）の提出を受けたときは、次の事項について審査のうえ申請書を受理するものとする。

		<p>ア 申請者の記入すべき事項が充足され、かつ、申請者の記名があるかどうか。</p> <p>イ 当該申請に係る自動車の所有者であるかどうか。</p> <p>ウ 再交付申請の理由が正当なものであるかどうか。</p> <p>(2) 2 (標章交付申請書に係る部分) の(2)の規定は、標章再交付申請書の記載事項の訂正について準用する。</p> <p>(3) 警察署長は、標章再交付申請書を受理したときは、標章交付取扱簿(変更等)に登載するものとする。</p> <p>(4) 1 (標章交付申請書に係る部分) の(3)の規定は、標章再交付申請に係る手数料徴収整理簿の整理について準用する。</p> <p>(5) 警察署長は、保管場所標章の再交付が必要と認めるときは、3の(1)のイに準じて再交付番号を付した保管場所標章を作成し、3の(1)のウ及びエに準じて保管場所標章及び通知書を交付するものとする。</p>
5	不正事犯の処理	別表第1の10の規定を準用する。
6	報告	<p>警察署長は、次の事項について警察本部長に報告しなければならない。</p> <p>ア 保管場所標章交付(再交付)取扱状況については、前月分をとりまとめ翌月6日までに、自動車保管場所証明等取扱状況報告書により報告すること。</p> <p>イ 手数料の収納状況については、手数料例規に定めるところにより報告すること。</p> <p>ウ 保管場所標章交付(再交付)に係る公(私)文書偽(変)造事案又は申請者等に特異な言動があつた場合は、電話により即報すること。</p>

様式 略